



ひとり親家庭にエールを届ける

YELLながさき通信

長崎県ひとり親家庭等自立促進センター

2022年3月

No.82

特集【特集】ひとり親家庭の学び直しについて

みなさん、今回は、ひとり親家庭における学び直しの支援があることをご存じですか？今回は、この学び直しの支援についてご紹介します。

■ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業とは

高等学校を卒業していない（中退を含む）ひとり親家庭の親が、高等学校を卒業した者と同等以上の学力を有すると認められる高等学校卒業程度認定試験（以下「高卒認定試験」という）合格のための講座（通信講座を含む）を受け、これを終了したとき及び合格した時に受講費用の一部を支援します。高卒認定試験に合格すると、高卒程度の学歴を要件とする就職や資格試験に挑戦することができるようになり、選択肢が増えることで、より良い条件での就職や転職に向けた可能性が広がります。

【対象者】

ひとり親家庭の親又は児童であって、次に掲げる受給要件のすべてを満たす方

（住所を県の福祉事務所管轄機械域内に有する場合に限り。ただし、受講対象講座の指定通知を受けた方で特に知事が必要と認めた場合は、除外となります。）

※高等学校卒業生及び大学入学資格検定・高卒認定試験合格者など既に大学入学資格を取得している方は対象となりません。

○県福祉事務所：管轄区域

○西彼福祉事務所：長与町、時津町

○東彼・北松福祉事務所：東彼杵町、川棚町、波佐見町、佐々町

○上五島福祉事務所：新上五島町

・児童扶養手当の支給を受けていること又は当該手当の支給要件と同等の所得水準にあること

・支給を受けようとする方の就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場の状況から判断して、高卒認定試験に合格することが定職に就くために必要であると認められた方であること

・本給付金の支給を受けてことがない方（特に必要と認められる場合を除く）

【対象講座】

高卒認定試験の合格を目指す講座（通信制講座を含む）

ただし、高卒認定試験の試験科目の免除を受けるために高等学校に在籍して単位を修得する講座を受け、

※高等学校等就学支援金制度の対象となる場合は、本事業の対象としない。

【対象講座】

○受講終了時給付金

・支給額：受講費用の2割（上限10万円）

・留意事項：1万2千円を超えない場合は支給しない

○合格時給付金

・支給額：受講費用の4割（受講終了時給付金と合わせて上限15万）

・留意事項：受講終了時給付金の支給を受けた者が受講終了日から起算して2年以内に高卒認定試験に全科目合格した場合に支給する

《お問合せ》詳しくは、お住まいの各市町社会福祉協議会へご相談ください。

お住まいの各福祉事務所一覧表：<https://www.pref.nagasaki.jp/shared/uploads/2018/06/1528763959.pdf>



■高等学校等就学支援金制度とは（返還不要の授業料支援です。申込が必要となります。）

授業料に充てるやめの就学支援金を支給することにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、教育の実質的な機会均等等に寄与することを目的としています。

国公立問わず、高等学校等に通う所得等要件を満たす世帯（※年収910万円未満の世帯）の生徒に対して、授業料に充てるため、国において高等学校等就学支援金を支給します。

※両親のうちどちらか一方が働き、高校生一人（16歳以上）、中学生1人の子どもがいる世帯



【受給資格】

・高校等（高専、高等専修学校などを含む）に在学する、日本国内に住所を所有する方が対象です。

次のいずれかに該当する方は対象になりません。

・保護者の所得について、以下の算定式により計算した額が30万4,200円以上の方（年収の目安約910万円以上の方）

【算定式】

（市町村民税の）課税標準額×6%-（市町村民税の）調整控除の額

・高校等（修業年限が3年未満のものを除く）を卒業又は終了した方

・高校等に在学した期間が通算して36月（定時制・通信制等の場合は別途算定）を超えた方

【受給資格の申請（新入生の方）】

○利用のためには、申請が必要です。入学時の4月など必要な時期に学校から案内があるので、必ず手続きを行ってください。申請月から支給開始となるので、遅れないようご注意ください。

○都道府県による審査終了後、結果が通知されます。

【収入状況の届出（在校生の方）】

○毎年7月頃、世帯の所得情報（課税額）が更新されるので、改めて学校から案内に従い、収入状況の届出が必要です。届出手続のない場合、7月以降の分が支給されませんのでご注意ください。

※過去にマイナンバーを提出した場合など、手続きが一部不要になる場合があります。詳細は学校からの案内に従ってください。

○都道府県による審査終了後、結果が通知されます。

■就学支援金の支給方法

就学支援金は、学校設置者（都道府県、学校法人等）が生徒本人に代わって受け取り、授業料に充てます。生徒や保護者が直接受け取るものではありません。

※国公立高校は授業料負担が実質0円になります。

※私立高校等の場合、授業料と就学支援金との差額は、ご負担いただく必要があります。詳細は学校にお問合せ下さい。

◆参考資料

文部科学省 HP : https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/index.htm

政府広報オンライン HP : https://www.gov-online.go.jp/tokusyuu/shugaku_shien/index.html（修学支援新制度トップ）

発行

長崎県ひとり親家庭等自立促進センター（YELLながさき）

〒852-8108 長崎市川口町13-1 長崎西洋館2階 長崎県総合就業支援センター内

TEL 095-813-0800 FAX 095-848-1112 ホームページ <https://www.yell-nagasaki.jp>

運営主体：一般社団法人 ひとり親家庭福祉会ながさき